

高松市ひとり親家庭子育て支援事業のご案内

高松市では、ひとり親家庭等を対象に子育ての負担軽減を目的とし、たかまつファミリー・サポート・センター（以下「センター」と言います。）の利用料の一部を補助しています。

○ 補助対象となる方（以下のすべてを満たしている方）

- ・ 生後6か月から小学校6年生までの児童を養育するひとり親家庭の保護者等
- ・ 高松市在住の方
- ・ センターのおねがい会員登録をしている方
- ・ 市税を滞納していない方

○ 補助内容

1時間当たりの利用料金のうち児童1人につき400円、2人目以降は200円
（ただし、児童数にかかわらず補助上限は月8,000円です。）

○ 必要な手続きについて（次に掲げる順に手続きを行ってください。）

1 登録申請

- ① たかまつミライエでセンターのおねがい会員登録を行ってください。
- ② こども家庭課の窓口又はオンラインで、高松市ひとり親家庭子育て支援事業の登録申請を行ってください。

LoGoフォームによるオンライン申請はこちら→



登録申請の際に必要なもの

- 高松市ひとり親家庭子育て支援事業登録申請書（新規・継続）（様式第1号）
- センター会員証
- ひとり親等であることを確認できる書類等（以下のうちいずれか1つ）
<児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療証・戸籍謄本（3か月以内の原本）>

- ③ 申請内容について審査し、結果を文書でお知らせします。

※補助対象となるのは、上記②の申請受付日以降からの利用料に限ります。

2 交付申請（センターでの援助活動利用料金は、一旦、全額お支払いください。）

- ① こども家庭課の窓口又は郵送で以下の書類を提出し、補助金の交付申請を行ってください。

交付申請の際に必要なもの（利用月ごとの早めの交付申請に、ご協力をお願いします）

- 高松市ひとり親家庭子育て支援事業補助金交付申請書（様式第5号）
- 請求書
- センターが交付する援助活動報告書（原本）

- ② 審査後、結果を文書でお知らせします。支給が決定しましたら、ご指定の金融機関に振り込みます。

※ 市税の滞納が判明した場合は、補助を行うことができませんので、ご注意ください。

○ お問い合わせ・提出先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市役所こども家庭課 家庭支援係（本庁舎6階26番窓口）

電話：087-839-2353 FAX：087-839-2360